

# 寄付金管理規程

公益財団法人 プラン・インターナショナル・ジャパン

## (目的)

第1条 この規程は、定款第4条第1項に掲げる事業を行うために公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン(以下「本財団」という。)が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (寄付金の種類)

第2条 本財団が受領する寄付金は次の各号に区分する。

- (1)スポンサーシップ寄付金
- (2)マンスリー・サポーター寄付金
- (3)プロジェクト特定寄付金
- (4)プロジェクト無特定寄付金
- (5)受取メモリアル・ファンド
- (6)その他寄付金

2 前項に定める寄付金の定義は、別表に定めるものとする。

## (寄付金の募集)

第3条 本財団は定款第4条第2項に基づき、広く一般社会より常時、前条に掲げる寄付金を募ることができる。

- 2 寄付金は、募集対象、募集理由、その他必要な事項を説明し募集しなければならない。
- 3 寄付金は、寄付金総額の50%以上を公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。
- 4 本財団は、寄付金の募集を行わない場合でも、一般の個人、法人または団体からの申出により前条に掲げる寄付金を受けつけることができる。
- 5 ただし、本財団は次の各号のいずれかに該当する寄付金については、受け入れないものとする。

- (1)寄付者の税の不当な軽減に利用される可能性があるもの
- (2)前号に掲げるもののほか、本財団の業務の遂行上支障があると認められるもの、本財団が受け入れるには社会通念上不相当と認められるものまたは本財団の目的に照らし不相当と認められるもの

6 法令に定められた激甚災害またはこれに準ずる規模の災害が発生した場合には、本財団は被災地域および被災地域に準ずる地域に居住する寄付者からの一部または全部の寄付金の受入れを一定期間停止することができる。

7 前項の規定による寄付金受入れの停止の実施および地域の決定、ならびに寄付金受入れの停止の解除の実施は理事長の決裁による。

## (領収証の発行)

## 「寄付受入への第一歩」(参考資料)

### 1. 寄付団体のトップページ



### 2. 団体の紹介(活動の基本方針)



### 3. 団体の紹介(団体の位置付け)

▶ はじめての方へ ▶ 企業の皆様へ ▶ 教育関係者の方へ ▶ ユースの皆様へ ▶ プレスの方へ ▶ 採用情報 ▶ サイトマップ ▶ English

**PLAN INTERNATIONAL** ▶ よくあるご質問 ▶ お問い合わせ

プラン・インターナショナル・ジャパンとは | ボランティア・寄付で途上国の子どもに支援を。

支援者の方へ

プランを知る ▶ 活動をみる ▶ あなたにできる支援 ▶ Because I am a Girl ▶ 資料請求 ▶ 寄付をする

▶ プランを知る ▶ プラン・インターナショナル・ジャパンとは

## プラン・インターナショナル・ジャパンとは

内閣府に認定された公益財団法人。日本国内で途上国支援の輪を広げます

プラン・インターナショナル・ジャパンは、国際NGOプランの一員として、共通の目標・使命のもと、途上国開発を推進しています。

プランを知る

- 活動の基本方針 +
- プランが取り組む8つの活動分野
- プランの基本データ
- プランの歴史
- 活動国と支援国 +

### 3. 団体の紹介(活動分野)

## プランの8つの活動分野

- 1 教育
- 2 保健
- 3 性と生殖に関する健康と権利
- 4 緊急支援
- 5 水と衛生
- 6 子どもの保護
- 7 子どもの参加
- 8 家計の安定

すべてのプロジェクトは、国連に採択された「子どもの権利条約」に基づいて計画・実施されるよう徹底され、活動国との協議、地域住民からのヒアリングを行ったうえで支援内容を決定しています。

教育

保健・性と生殖に関する健康と権利



## 4. 寄付の要請(主要寄付スキームの説明)

▶ はじめての方へ ▶ 企業の皆様へ ▶ 教育関係者の方へ ▶ コースの皆様へ ▶ プレスの方へ ▶ 採用情報 ▶ サイトマップ ▶ English

寄付をする | ボランティア・寄付で途上国の子どもに支援を。

よくあるご質問 ▶ お問い合わせ

PLAN INTERNATIONAL

寄付をする ▶ 支援者の方へ

プランを知る ▶ 活動を見る ▶ あなたにできる支援 ▶ Because I am a Girl ▶ 資料請求 ▶ 寄付をする

寄付をする



寄付をする

「誰も置き去りにしない、誰も取り残さない世界」を目指して。  
ご自身のお気持ちにあった支援方法をお選びください

### プラン・スポンサーシップ

子どもたち、とりわけ女の子たちがもつ可能性を、十分に発揮できる村づくりを目指す支援です。

(月々3000円、4000円、5000円から選択)

> [支援の詳細を見る](#)



### Girl's Project継続支援

実施中のGirl'sProjectに継続的にご支援いただく方法です。貧困の中で、社会的にも経済的にも、より困難に直面している女の子たちの問題を解決するためのプロジェクトを支援します。予算や現地のニーズに応じ、プロジェクトの数や内容は随時変わります。

> [支援の詳細を見る](#)



### プラン・マンスリー・サポーター

エイズ孤児、ストリート・チルドレンなどの子どもたちが直面する社会問題に取り組みます。

(月々1000円～)

> [支援の詳細を見る](#)



## 5. 個人情報の取り扱いの明記

### 個人情報の取り扱いについて

プラン・インターナショナル・ジャパンは、皆さまからお預かりした個人情報を安全かつ厳正に取り扱うため、全役職員が、行動基準として定めた個人情報保護方針を遵守してまいります

> 個人情報保護方針

以下の点においてご同意いただいた上で、皆さまの個人情報を収集させていただきます。

- 皆さまから収集した個人情報は、資料送付のため、今後お問合わせいただいた際のご本人確認、またご支援を決定された場合における連絡業務にのみ利用させていただきます。

## 6. 活動レポートのトップページ

活動レポート

2015 2016 2017

2017/11/20 【第6報】詳細報告～九州北部豪雨緊急支援～

2017/11/17 【第3報】急がれる衛生環境の改善と安全の確保～ロヒンギヤ難民緊急支援～

活動レポート

活動成果 +

活動報告書

アドボカシー

公約機関との連携

資料請求 >

寄付をする >

## 7. Girlの経過報告(若年層の女性の経済的自立プロジェクト～トーゴ～)

PLAN INTERNATIONAL

【経過報告】若年層の女性の経済的自立プロジェクト～トーゴ～ | ボランティア・寄付で途上国の子どもに支援を。

【経過報告】若年層の女性の経済的自立プロジェクト～トーゴ～

活動レポート

活動成果 +

活動報告書

アドボカシー

公約機関との連携

Girl's Project 2017年度活動報告

村落貯蓄貸付グループを通じた女性の経済力向上を支援

村落貯蓄貸付グループのトレーニングをすでに受けた

## 8. MS の経過報告(児童労働をなくす地域づくりプロジェクト～インド～)

### 【経過報告】児童労働をなくす地域づくりプロジェクト ～インド～

インド ストリート・チルドレンと働く子どもたち

(2017/10/27更新)

ツイート チェック いいね! 1万

#### プラン・マンスリー・サポーター2017年度活動報告

##### 過酷な児童労働から救出され、学校に戻った子どもたち

児童労働に関する啓発セッションを281回実施しました。参加した子ども5751人と大人6301人は、特に休みもなく賃金も支払われず奴隷のように働かされる「最悪の形態の児童労働」に関する知識を深め、発見したときの通報先についても学びました。各村では子どもクラブや子どもの保護委員会を設立し、243人の



活動を見る

活動レポート

活動成果 +

活動報告書

アドボカシー

公的機関との連携

資料請求 >

寄付をする >

## 9. 緊急支援のレポート(東アフリカ食糧危機)

プランを知る

活動を見る

あなたにできる支援

Because I am a Girl

資料請求

寄付をする

### 手遅れになる前に！東アフリカ食糧危機にご支援をお願いします

アフリカ 緊急・復興支援 緊急支援 (2017/02/28更新)

ツイート チェック いいね! 1万

寄付の募集を締め切りました。ご支援いただきありがとうございました。

2010年から2011年にかけて干ばつに見舞われた東アフリカで、また、干ばつによる深刻な食糧危機が発生しています。

#### 気候変動がもたらす少雨

今回の干ばつをもたらした要因のひとつに、2015年から断続的に続くエル・ニーニョ/ラ・ニーニャ現象などによる天候不順があげられます。インド洋でも海水温に異常が見られ、雨の少ない日が続きました。干ばつは、飲料水が足りなくなるだけでなく、家畜が育たず、農作物の育成にも影響を及ぼし、農業に依存する多くの住民に深刻な食糧不足、食料価格の上昇をもたらしています。

活動を見る

活動レポート

活動成果 +

活動報告書

アドボカシー

公的機関との連携

資料請求 >

寄付をする >

以上



あなたの寄付が、世界を変える力になる。

# JOIN US!



公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン





# 寄付申込書

〒154-8545  
東京都世田谷区三軒茶屋2-11-22 サンタワーズセンタービル10F  
TEL 03(5481)6100 FAX 03(5481)6200  
e-mail : service@plan-international.jp

お申し込みにあたりましては、裏面の記入例、ならびに注意事項をお読みください。

## 1. プランへのご登録名、フリガナ、ご住所等をご記入ください。

<b>ご登録情報</b>		VAC
裏面にある個人情報の取り扱いに同意したうえで、申し込みます。		
フリガナ	該当する□に✓印をつけてください	
お名前(ご登録名)	様	<input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> その他(法人など)
ローマ字	生年 (西暦) 年生まれ)	
必ずアパート/マンション名、号室までもれなくご記入ください	電話 番号	固定 電話
ご住所	携帯 電話	メールアドレス
	メールマガジン配信を <input type="checkbox"/> 希望しない	

## 2. ご寄付の内容 □に✓を入れてください。

**A) プラン・スポンサーシップに申し込みます**

- ・寄付金額(チャイルド1人あたり)  
毎月 3,000円 毎月 4,000円 毎月 5,000円
- ・チャイルドの数  
1人 複数( 人)  
※月額5,000円でチャイルド2名ご希望の場合、寄付月額は10,000円となります。
- ・チャイルドからのお手紙  
英語のまま 日本語訳をつける
- ・チャイルドについてのご希望  
事務局に一任  
希望あり(例:日本の女の子の希望など)以下の余白にご記入ください)

**B) Girl's Project 継続支援に申し込みます**

- ・寄付金額  
毎月 \_\_\_\_\_,000円 毎月1口1,000円からです。

A) プラン・スポンサーシップと B) Girl's Project 継続支援は、別々の支援方法です。

**毎月の寄付額は A)+B) の合計です**

※事務局使用欄	処理者/入力日	申込書送付日

## 3. ご寄付の送金方法 以下のいずれか□に✓を入れてください。

**クレジットカード**  
※デビットカードはご利用いただけません

American Express Diners Diners Club International JCB MasterCard VISA

カード番号  有効期限(月/年) 月/ 20 年 カード名義(アルファベット)

---

**預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書**

**金融機関** (ゆうちょ銀行を除く)  
(毎月27日引落) 金融機関名  銀行 信用金庫 信用組合 農協 鮮明にご捺印ください

金融機関コード  支店コード  支店名  支店 本店 出張所 御中

口座番号(右詰めで記入)  口座名義人 フリガナ

普通 (総合口座) 当座

---

**ゆうちょ銀行** 種目コード **166** 契約種別コード **30** 払込先口座番号 **00160-9-101042** 払込先加入者名 **プラン・インターナショナル・ジャパン** 届印

※ゆうちょ銀行を指定の場合は自動払込規定が適用されます

記号 1 0 ※6ケタ目がある場合は市欄にご記入ください。 番号(右詰めで記入)  口座名義人 フリガナ

★受領済のご寄付はお返しできません。

クレジットカード決済は株式会社ゼウス、ゆうちょ銀行を除く金融機関引落しは収納代行会社の株式会社アプラスに委託しています。

※ゆうちょ銀行の自動払込の場合の不備返送先  
〒154-8545  
世田谷区三軒茶屋2-11-22 サンタワーズセンタービル10F  
公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン  
寄付金管理担当

※他の銀行の不備返送先  
〒556-8535  
大阪市浪速区湊町1丁目2番3号マイルト難波ビル17階  
株式会社アプラス オペレーションセンター 口座振替係

※不備がありましたら、下記該当箇所○印をつけて不備返送先にご返却ください

1 印鑑相違	6 預金取引なし
2 印鑑不鮮明	7 支店名相違
3 預金種目相違	8 その他
4 口座(記号)番号相違	
5 名義人相違	

(備考)

検印	
印鑑照合	受付印

アプラス収納会社使用

①新規 ②更新 ③変更

委託者コード  区分

202177

顧客番号

0202170000000000

# 誰も置き去りにしないために

国際NGOプラン・インターナショナルのプロジェクトにご支援をお願いします

広がる貧富の格差、紛争、気候変動など、新たな様相を見せる国際情勢。その中で、いまだ支援の手が届かず、取り残された存在である難民や少数民族、女性のために、あなたの支援が力となります。



エジプト  
ヨルダン



プロジェクト番号  
18301



### 前向きな未来をもたらす鍵は教育！ 「シリア難民の子どもへの教育支援」 プロジェクト

2011年以降のシリア紛争により、故郷を追われた多くの子どもたち。このプロジェクトでは、エジプト・ヨルダンに暮らすシリア難民の子どもたちを対象に、成長期に必要な教育やケアを提供します。また、負担が増している難民受け入れ側のコミュニティでも教育を充実させることで不公平感を軽減し、難民の子どもたちがより受け入れられ、お互いが暮らしやすい環境づくりを目指します。

ミャンマー



プロジェクト番号  
18302



### 国の発展から取り残された人々…… 「ロヒンギャ族の子どもへの虐待防止」 プロジェクト

ミャンマーで最も開発が遅れているラカイン州では、イスラム系少数民族のロヒンギャ族が2012年の暴動で土地を追われ、村に戻った人々も不安定な暮らしを強いられています。このプロジェクトでは、ストレスの多い環境に暮らすロヒンギャ族やほかの少数民族の子どもたちを、蔓延する暴力や虐待から守るため、心理的ケアや保護の体制づくりを行います。

## 世界が今、直面する問題を解決するプロジェクト

ベトナム



プロジェクト番号  
18303



### 山岳地域の子どもの未来をつくる 「幼稚園・小学校教育」 プロジェクト

北部ライチャウ省や中部コントゥム省の山岳地域は、住民のほとんどが少数民族です。固有の言語を話す子どもたちは、ベトナム語での授業についていけず、読み書きができません。いま卒業してしまうことが少なくありません。このプロジェクトでは、教師に少数民族の子どもたちへの教授法を指導するほか、幼稚園でのベトナム語の読み聞かせを通じて、子どもにやさしい学習環境をつくります。

インド



プロジェクト番号  
18304



### 目に見えにくい搾取や虐待 「児童労働をなくす地域づくり」 プロジェクト

インドで蔓延する児童労働。なかでも、ほとんど無報酬で長い時間働かされ、身体的・精神的・性的虐待を受けやすい「家事使用人」は、国際労働機関によって「最悪の形態の児童労働」に分類されています。このプロジェクトでは、家事使用人の子どもたちの救出・保護・復学支援に取り組むとともに、地域コミュニティと連携して児童労働を予防する環境づくりを目指します。





カンボジア

Cambodia

プロジェクト番号

18306

よく食べれば、よく学べる

「学校給食を通じた子どもの栄養改善」プロジェクト

栄養不良の子どもの多いカンボジア北部で、学校給食の導入や栄養指導などを通して子どもの栄養状態を改善させます。(写真上)



ルワンダ

Rwanda

プロジェクト番号

18504

その日が来る前に

「災害に強い学校」プロジェクト

避難訓練や啓発活動を実施し、災害時に子どもが教育の機会を奪われたり、暴力の被害に遭ったりするリスクの軽減を図ります。

♥️ 女子生徒も安心して学べる学校へ

「差別をなくすジェンダー教育」プロジェクト

「暴力は男らしさ」との考えが根強いルワンダで、設備の改善や男の子も交えた啓発活動を通じ、女の子が安心できる学校をつくります。



トーゴ

Togo

プロジェクト番号

18505

♥️ すべての女性たちに自立する力を

「若年層の女性の経済的自立」プロジェクト

女性の発言権が弱いトーゴ中央州で、職業訓練や村落貯蓄貸付グループの設置を通じて女性の経済的自立を支援します。(写真中)

ネパール

Nepal

プロジェクト番号

18506

♥️ 女性たちが安全に生活できる環境を

「女性への暴力撲滅・保護」プロジェクト

男性優位の考えが根強く、女性への暴力が深刻化している地域で、女性の経済的自立の支援や行政への働きかけを行います。(写真下)

【ご寄付の方法】

方法1:  クレジットカードで

申込書で 右頁の「クレジットカード寄付申込書」をご利用ください  
インターネットで [www.plan-international.jp/join/priority/](http://www.plan-international.jp/join/priority/)

方法2:  ゆうちょ銀行・郵便局で

右頁の「払込取扱票」をご利用ください。振込手数料はかかりません

方法3:  コンビニ決済で

お申込みはクレジットカード同様、インターネットから(支払い方法で選択)

\* 月々1,000円からの継続的なご支援を検討いただける方はこちらをご覧ください。 [www.plan-international.jp/join/](http://www.plan-international.jp/join/)

● いくらからでもご寄付いただけます。 ● 成果はきちんとご報告します。

● 支援が必要なプロジェクトの中から、寄付したい活動をご自分で指定できます。

① いくらからでも自由な金額を、振込またはクレジット・コンビニ決済でご寄付ください。 ② 支援したいプロジェクトをご自分で指定する場合は、そのプロジェクトの番号(5桁)をご記入ください。 ③ プロジェクトのご指定がない場合は、ご寄付はプラン・インターナショナルが実施するプロジェクトで活用します。 ④ ご支援くださった方には、1年間、機関誌と年次報告書をお送りします。 ⑤ 寄付金には、所得税・法人税・相続税・一部自治体の個人住民税の優遇措置が適応されます。

# クレジットカード寄付申込書

必要事項をご記入のうえ、このハガキをミシン目に沿って切り取り、のりしろ部分をのりで貼り合わせて、投函してください。

\*1回のみのご寄付です

ご寄付の金額

3,000円  5,000円  10,000円

その他( \_\_\_\_\_,000円)

\*使用可能カード



カード名義人(アルファベット)

\_\_\_\_\_

カード番号

\_\_\_\_\_

有効期限

\_\_\_\_\_ 月 20 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 18 \_\_\_\_\_

**プロジェクト番号**(任意) プロジェクトのご指定がございましたら、プロジェクトの番号をご記入ください。ご指定がない場合、ご寄付をいただいた時点で、もっとも活動資金が必要なプロジェクトに使わせていただきます。

\*クレジットカードでのご寄付受領日は、本財団がカード会社から入金を受けた日付となります。  
 \*決済システムは、株式会社ゼウスのシステムを使用しています。\*クレジットカードご利用にあたっての注意事項等は、ウェブサイト内([https://www.plan-international.jp/kifu/credit\\_guide.html](https://www.plan-international.jp/kifu/credit_guide.html))に掲載しております。\*クレジットカード情報については、本財団事務局での登録作業後、破棄いたします。\*デビットカードはご利用いただけません。

SP番号 (お持ちの方は)

フリガナ

氏名

性別  男  女 生年 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 年

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号

E-mail

## シリア難民の子どもの教育支援の場合

**3,000円で**

3人に石鹸や歯ブラシ、生理用品などの衛生キットを提供できます



**5,000円で**

2人に幼稚園の教材を提供できます



**10,000円で**

1人に必要な学用品や学費、半年間の補習を提供できます



\*上記は例です。いただいたご寄付は、その他の取り組みや管理費にも充てさせていただきます。

# 払込取扱票

99 東京

口座記号番号 00160-9-101042

金額 千 百 十 万 千 百 十 円

加入者名 プラン・インターナショナル・ジャパン

料金 備考 免

GIQ

①ご住所 〒 \_\_\_\_\_

②お名前 \_\_\_\_\_

③SP(スポンサー)番号 (お持ちの方はご記入ください) 1 8 \_\_\_\_\_

④プロジェクトのご指定がございましたら、プロジェクト番号をご記入ください。

日 附 印

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号東第52628号) これより下部には何も記入しないでください。

# 振替払込請求書兼受領証

口座記号番号 00160-9-101042

加入者名 プラン・インターナショナル・ジャパン

金額 千 百 十 万 千 百 十 円

おなまえ \_\_\_\_\_

ご依頼人 \_\_\_\_\_ 様

料金 日 附 印

備考 免

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。切り取らないでお出しくください。

この受領証は、大切に保管してください。

SP(スポンサー)番号: \* \* \* \* \*  
2017 年 10 月 XX 日

\* \* \* \* \* 様

このたびは、プラン・インターナショナルに温かいご寄付を賜り、心より御礼申し上げます。

寄付年月日	2017 年 10 月 XX 日
寄付金額	* * * * * 円
ご支援先	南アジア洪水緊急支援づくりプロジェクト
ご寄付はこのように活かされます	8 月上旬から降り続いた豪雨により、ネパール・インド・バングラデシュの3カ国で大規模な洪水が発生し、2500 万人以上が被災しました。豪雨は沈静化したものの、汚染された水が原因とみられる感染症の発生も報告されており、また災害後の混乱の中で高まる性的虐待・人身売買の危険から子どもたちを保護する対策が必要になっています。プランでは、5,000 世帯を対象に食糧や水、テント、衛生用品の支給を行うほか、1000 世帯を対象に妊産婦と子どものための衛生用品と栄養補助食品の支給や簡易保険所の設置を行います。

- ◇ プロジェクトの成果は、年次報告書・機関誌(郵送)にてご報告いたしますが、ウェブサイトでもご確認いただけます。送付が不要な場合にはお知らせください。
- ◇ ご寄付にあわせて本状をお送りしております。今後、送付が不要な場合にはお知らせください。
- ◇ 領収証明書は所定の時期(原則 1 月下旬)にお送りいたします。法人の方は決算月をお知らせください。

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン

寄付金管理担当

TEL: 03-5481-6100 E-mail: service@plan-international.jp URL: www.plan-international.jp

\* お問い合わせ時には、SP(スポンサー)番号をあわせてお知らせください

\* 2016 年 7 月 1 日より、新たに名称を公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンに変更いたしました





郵便はがき

<p>〒126-6300 平成23年1月26日</p> <p>財団法人日本フォスター・プラン協会 川上 隆樹 殿</p> <p>内閣府大臣官邸 官 署</p> <p>認定書</p> <p>平成21年12月16日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に類する法律及び公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定に基づき、別紙のとおり公益財団法人として認定する。</p>	<p>1 個人番号: A00000000</p> <p>2 法人の名称: 財団法人日本フォスター・プラン協会</p> <p>3 認定を受けた後の法人の名称: 公益財団法人プラン・ジャパン</p> <p>4 代表者の氏名: 川上 隆樹</p> <p>5 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号</p> <p>6 公益目的事業 (1) 民衆の国際相互理解を促し、かつ関連各種業と連携または協力をしながら、開発途上国の子どもたちを中心とした地域開発支援と緊急支援および復興支援とを通じ、開発途上国に対する経済協力に資する事業 (2) 開発支援に関する情報の収集、調査、研究と、啓発・広報、広報を通じ、開発支援についての国際相互理解の促進に資する事業</p> <p>7 収益事業等 該当なし</p> <p>8 田主兼管理の名称: 内閣府</p>	<p>別紙</p> <p>〒126-6300 平成23年9月25日</p> <p>公益財団法人 プラン・ジャパン 川上 隆樹 殿</p> <p>内閣府大臣官邸 野田 豊 殿</p> <p>税務取扱に係る証明書</p> <p>貴法人が、税務特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。</p> <p>本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。 平成23年9月26日 から 平成28年9月25日 まで</p>
--	--	--

プラン・ジャパンは2011年2月1日、内閣府より認定を受け財団法人日本フォスター・プラン協会から公益財団法人プラン・ジャパンに移行しました。

寄付金控除をご存知ですか？

皆さまのご寄付は、確定申告／決算申告をすることで一部税金の控除が受けられます。個人寄付者の方は最大で4割が還付されますので、ぜひこの機会にご活用ください。

■領収金額について

領収証明書の金額は、前年1年間にプラン・ジャパンが実際に領収確認した寄付金の合計額です。クレジットカード・コンビニ決済によるご寄付は、決済日ではなく、決済代行会社あるいはカード会社からプラン・ジャパンに入金された日が受領日となります。

■寄付控除について

プラン・ジャパンへの寄付金は「公益の増進に著しく寄与する法人等に対する寄付金(特定寄付金)」に該当し、申告によって**所得税**(※1)、**法人税**(※2)、**相続税**(※3)、**一部の自治体の個人住民税**(※4)について税制上の優遇措置を受けることができます。さらに2011年の税制改正を受け、税額控除制度の適用対象団体の認可を取得しました。それにより、「所得控除」か「税額控除」のいずれか有利な方を選択することができます。詳細は国税庁のホームページ(www.nta.go.jp)または最寄りの税務署へお問い合わせください。

- ※1 個人で寄付された方はご寄付額が2,000円(2009年以前は5,000円)を超える場合に控除対象となります。
- ※2 法人税は特定公益増進法人への寄付金の枠で損金参入ができます。
- ※3 相続税の優遇措置につきましては別途必要な書類がございますので、プラン・ジャパンへお問い合わせください。
- ※4 個人住民税は都道府県・市区町村が各々の条例で指定した寄付金が対象となりますが、全ての都道府県・市区町村で適用となるわけではございませんので最新情報や詳細はお住まいの自治体にお問い合わせください。所得税の控除を受けない方も、市区町村に住民税の申告をすることで控除を受けられます。

■訂正事項がある方へ

今回お届けした領収証明書の名義等に訂正がある方は、お送りした原本(この証明書)と差し替えて再作成をいたします。訂正する必要がある場合には、支援者サポート部 寄付金管理担当(03-5481-6100)までお知らせください。

領収証明書は再発行いたしかねますので、申告時まで大切に保管してください。

## あなたからのご寄付は、 すべて税制優遇措置の対象となります

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンへのご寄付は、申告により、所得税・法人税・相続税、一部の自治体（東京都・神奈川県等）の個人住民税に関し、優遇措置が受けられます。個人の方であれば寄付金額の最大4割（お住まいの市区町村・都県により最大5割）が還付されます。

確定申告することで還付を受けられるので、  
毎月の実質負担額は少なくなります。

例えば

個人の方が、月額3,000円で1年間支援した場合  
～所得税を確定申告する時に寄付額をあわせて届出～



スポンサーシップ 寄付月額	① 3,000 円 (年間負担金額：36,000 円)
還付月額	② 1,133 円 計算式 (36,000 円 - 2,000 円) × 0.4 (40%) ÷ 12 ヶ月
実質負担月額	1ヶ月の実質負担額 <b>1,867 円</b> (①3,000 円 - ②1,133 円)

※同様の計算式にて、寄付月額5,000円の場合は実質負担月額は3,067円になります。

※上記は一例で、還付額は申告者の所得やその他の控除申請の有無等によって異なります。

詳しくは最寄りの税務署あるいは税理士にご相談ください。

※寄付金控除の還付を受けるには、公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンが発行する領収証明書を使用して確定申告をしてください。1年間にいただいた寄付金全額に対する領収証明書を毎年1月下旬に発行いたします。

※寄付金控除の還付申請は、税務署に赴かなくても、国税庁のウェブサイトからオンライン申請あるいは郵送でも申請できます。

### ●注意事項

- ・12月にご寄付予定の方はお早めに手続きをお願いいたします。なお、12月27日の銀行口座引き落とし分は年内分として領収されます。
- ・クレジットカード、コンビニエンス決済によるご寄付の受領日は、決済会社あるいはカード会社から公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンに入金された日付となります。
- ・Yahoo! インターネット募金、電子マネーを通じていただいたご寄付は、寄付金控除の対象となりません。

ご支援のお申込書の書き方は裏面をご覧ください。





# 2016年度 プラン・インターナショナル 年次報告書

ANNUAL REPORT 2016  
2015/7~2016/6





# 2016年度 公益財団法人プラン・ インターナショナル・ジャパン 決算報告 2015年7月1日～2016年6月30日

この決算報告は、PwCあらた有限責任監査法人(Pricewaterhouse Coopers Aarata) および本財団監事による監査を受け、理事会並びに評議員会の承認を経て内閣府へ提出した財務諸表等の抜粋です。財務諸表等はウェブサイト <https://www.plan-international.jp> でご覧いただけます。

## 貸借対照表

2016年6月30日現在 (単位: 円)

科目	金額
<b>I 資産の部</b>	
1. 流動資産	759,709,690
2. 固定資産	
(1) 基本財産	200,000,000
(2) 特定資産	479,382,122
(3) その他固定資産	326,668,744
固定資産合計	1,006,050,866
資産合計	<b>1,765,760,556</b>
<b>II 負債の部</b>	
1. 流動負債	87,835,142
2. 固定負債	0
負債合計	87,835,142
<b>III 正味財産の部</b>	
1. 指定正味財産	679,382,122
2. 一般正味財産	998,543,292
正味財産合計	1,677,925,414
負債及び正味財産合計	<b>1,765,760,556</b>

## 正味財産増減計算書 2015年7月1日から2016年6月30日まで (単位: 円)

科目	金額
<b>I 一般正味財産増減の部</b>	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	199,714
② 受取寄付金	2,770,229,472
③ 特定資産運用益	34,764
④ 受取補助金等	646,852,809
⑤ 雑収益	3,642,799
経常収益計	<b>3,420,959,558</b>
(2) 経常費用	
① 事業費	3,319,342,137
地域開発・緊急復興支援事業費	2,623,332,109
国際相互理解促進・啓発事業費	219,400,703
支援募集活動費	405,704,770
寄付金取扱事務費	70,904,555
② 管理費	115,337,095
経常費用計	<b>3,434,679,232</b>
投資有価証券評価損益	240,000
当期経常増減額	△ 13,479,674
2. 経常外増減の部	
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 13,479,674
一般正味財産期首残高	1,012,022,966
一般正味財産期末残高	998,543,292
<b>II 指定正味財産増減の部</b>	
① 受取寄付金	406,103,976
② 特定資産運用益	9,891
③ 受取補助金等	623,488,688
④ 一般正味財産への振替	△ 978,837,334
当期指定正味財産増減額	50,765,221
指定正味財産期首残高	628,616,901
指定正味財産期末残高	679,382,122
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>1,677,925,414</b>

\*事業費は2017年度予算の仕訳に組み替えて表示しています

## 監査報告書

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン  
理事長 川上 隆明 殿

### 監査報告書

私ども監事は、公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンの2015年7月1日から2016年6月30日までの第6期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、以下の通り報告いたします。

- 監査の方法及びその内容  
各監事は、当期の監査計画に従い、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事、業務執行役員等からその業務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。さらに、会計監理人から報告及び説明を受け、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにその附属明細書、キャッシュフロー計算書、財務諸表に対する注記、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下「財務諸表等」という）並びに財産目録につき検封を加えました。また、事業報告書につき所要の調査を実施しました。
- 監査の結果  
(1) PwCあらた有限責任監査法人の行った財務諸表等および財産目録の監査方法及び結果は、相当であると認めます。  
(2) 財務諸表等及び財産目録は、記載すべき事項を正しく表示しており、用済みべき事項は認められません。  
(3) 事業報告書は公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンの業務運営の状況を適正に表示しているものと認めます。  
(4) 役員の仕事執行に關し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事柄は認められません。

2016年9月1日

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン

監事 和田 義博  
監事 中田 ちず子  
監事 花本 猛

独立監査人の監査報告書  
2016年8月31日

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン  
(旧法人名 公益財団法人プラン・ジャパン)  
理事長 川上 隆明 殿

PwCあらた有限責任監査法人  
監事 和田 義博  
監事 中田 ちず子  
監事 花本 猛

<財務諸表等について>  
当監査法人は、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第24条の規定に基づき、公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン(旧法人名 公益財団法人プラン・ジャパン)の2015年7月1日から2016年6月30日までの第6期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、以下の通り報告いたします。

<財務諸表等に対する監査の結果>  
各監事は、当期の監査計画に従い、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事、業務執行役員等からその業務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。さらに、会計監理人から報告及び説明を受け、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにその附属明細書、キャッシュフロー計算書、財務諸表に対する注記、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下「財務諸表等」という）並びに財産目録につき検封を加えました。また、事業報告書につき所要の調査を実施しました。

監査の結果  
(1) PwCあらた有限責任監査法人の行った財務諸表等および財産目録の監査方法及び結果は、相当であると認めます。  
(2) 財務諸表等及び財産目録は、記載すべき事項を正しく表示しており、用済みべき事項は認められません。  
(3) 事業報告書は公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンの業務運営の状況を適正に表示しているものと認めます。  
(4) 役員の仕事執行に關し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事柄は認められません。

2016年9月1日

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン

監事 和田 義博  
監事 中田 ちず子  
監事 花本 猛